○厚生労働省告示第百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後			
1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 （略） 生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
コロナウイルス（SARS－CoV－2）RNAワクチン	（略）	内容量が0.25mL、0.3 mL、0.4 mL、0.45mL、0.5 mL、1.3 mL、1.5 mL、2.25mL、2.5 mL、5 mL又は10 mLであるとき。 1本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関 （略） 生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
コロナウイルス（SARS－CoV－2）RNAワクチン	（略）	内容量が0.3mL、0.4 mL、0.45 mL、0.5mL、1.3mL、1.5 mL、2.25mL、2.5 mL、5 mL又は10 mLであるとき。 1本	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第九百八十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第二の二の項の規定に基づき、平成二十三年三月七日農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
一　（略）	
二　植物防疫法施行規則別表一の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物は、次の表の一の項に掲げる有害植物（同表の二の項に掲げる有害植物を除く。）とする。	
一	（略）
二　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害植物から除かれる有害植物	
（一）・（二）	（略）
（三）	ウイルス（ウイロイドを含む。）
	Grapevine leafroll-associated virus 3（ブドウ葉巻随伴ウイルス3）
	Grapevine red globe virus（ブドウレッドグローブウイルス）
	Grapevine rupestris stem pitting-associated virus（ブドウステムピッティング随伴ウイルス）

改正前	
一　（略）	
二　植物防疫法施行規則別表一の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物は、次の表の一の項に掲げる有害植物（同表の二の項に掲げる有害植物を除く。）とする。	
一	（略）
二　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害植物から除かれる有害植物	
（一）・（二）	（略）
（三）	ウイルス（ウイロイドを含む。）
	Grapevine leafroll-associated virus 3（ブドウ葉巻随伴ウイルス3）
	（新設）
	Grapevine rupestris stem pitting-associated virus（ブドウステムピッティング随伴ウイルス）